

新しい自立化支援塾 会則

(総則)

1. 名称

この会は、名称を「新しい自立化支援塾」とする。

2. 事務所

この会は、事務所を徳島市内に置く。

(目的および活動)

3. 目的

この会は、徳島県下のホームレスの生活実態調査を行い、行政・自治会組織N P O団体・各種関係機関等、新たな連携による支援策を開発し、ホームレスと共に社会貢献活動を促し、多様な自立化の方途を調査・研究することを目的とする。

この会は、次のような目的の活動は行わないものとする。

- ① 特定の政治団体・政治家個人を支持または反対すること
- ② 特定の宗教を広め普及すること
- ③ 暴力団に関わることや違法な行為につながること
- ④ 個人の営利を目的とすること

4. 活動

この会は、先の目的を実現するために次の活動を行う。

- ① ホームレスの生活実態調査
- ② 行政・自治会組織・N P O団体・各種関係機関など、新たな連携による支援活動
- ③ ホームレスの多様な自立化支援
- ④ ホームレスを生まない地域社会づくり
- ⑤ ホームレス支援に関する人材育成
- ⑥ 交流および情報の発信
- ⑦ その他、会の活動に関わること

(構成)

5. 会員

この会の趣旨に賛同する団体・個人は、この会の会員となることができる。

6. 入会および退会

この会に入会をしようとするものは、役員会の承認を得たうえで入会することができる。また、何人も退会を妨げてはならない。

(運営)

7. 役員

- ① この会には役員会を置き、通常の運営に関わる決定と執行を行う
- ② 役員は、会員の中から総会の承認を経て選任され、その構成は代表1名、副代表若干名、事務局長1名、会計1名からなる
- ③ 役員会は代表がこれを召集する
- ④ 役員会の活動内容については、年1回の総会で報告し承認を得なければならぬ
- ⑤ 監事は2名を選任し、役員以外の会員によるものとする
- ⑥ 役員および監事の任期は2年とし、再任を妨げない
- ⑦ 代表が任期中退いた時や、病気・事故等で運営に支障が出た場合は、副代表が代行する

8. 総会

この会は、総会を最高決定機関とし、年1回の通常総会を開催する。
総会では次のことを決定する。

- ① 会則に關わること
- ② 解散に關わること
- ③ 活動計画と予算に關わること
- ④ 活動報告と決算に關わること
- ⑤ 役員・監事の選任
- ⑥ その他、運営に關わる重要なこと

次のような場合、臨時総会を開催することができる。

- ① 役員会が必要と認めたとき
- ② 会員の3分の1以上の求めがあったとき
- ③ その他、総会で決めた内容が大幅に変更するとき

召集および議決

総会は代表がこれを召集し、会員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し
その議決は、参加者の過半数の賛成により決する。

9. 会計

- ① この会の活動は、会費・寄付金・委託金・協賛金などによって賄われる
- ② この会の会計年度は、4月1日から3月31日とする。
(平成20年度定期総会により変更)
- ③ 決算報告は、毎年度収支計算書を作成し監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない

10. その他

この会則は、平成16年9月14日より施行する。